

要旨

1. 制度改革を通じたイノベーションの促進

イノベーションを進めるためには、それを担うべき経済主体のエネルギーを最大限に解き放ち、これらの経済主体が自由な発想で事業を創出し、また新しい展開を行うことを可能としないといけない。経済活動は、その経済主体の活動する社会の一定の制度の上で行われるものであるため、その制度が事業の創出や新展開に適合的かどうかでイノベーションの進展も影響を受ける。

このような考え方の下に規制改革が繰り返し実施され、それによる需要の掘り起こしや新規産業の創出がなされてきたが、近年は規制改革によって障害を取り除くというだけでなく、商法、倒産関連法等の企業法制、労働法制、年金制度等、企業活動の基本となるルールそのものをイノベーションに適合的な形に改めていこうという動きが見られる。

こうした国内諸制度の改革を通じて、我が国産業のイノベーションを促進し、経済の活性化を図ろうとするのが経済構造改革の1つの目標である。

2. イノベーション促進のための内外一体となった経済政策の多層的展開

近時、モノ、カネ、ヒト、情報といった経済の各要素が国境を越えて移動する中で、各企業はグローバルな観点から経営戦略立案と経営資源配分の最適化を進めている。そこで、各国は、国境を越えた企業活動が障害無く行えるような内外諸制度のバリアフリー化やハーモナイゼーションを進めてきた。また、その内容は、近年、従来の関税や輸入制限の撤廃といった水際のものから、イノベーションを促進するメニューである規制改革、企業法制等、国内の様々な制度の改善にも向かっている。我が国も、我が国経済の構造改革と対外経済政策の展開が表裏一体となった「内外一体の経済政策」を進めている。その中でも、我が国におけるイノベーションの活性化を図っていくためには、国内における経済構造改革を進めていく上では対内直接投資を積極的に活用することが、海外における我が国企業の事業展開を支援していく上では知的財産権を保護すること（模倣品・海賊版対策）が、特に重要となっている。

3. 東アジアとの経済連携強化と多層的な対外経済政策の推進

東アジアにおける経済の緊密化が加速する中で、我が国が東アジアの成長要素を取り込んで国内経済の活性化を図っていく観点から、東アジア地域との経済連携を強化する取組みを進める必要性が高まっている。このような対外経済政策を推進していく上での具体的な枠組みは、WTOにおける多国間の取組みを中心としつつ、これを補完するものとして、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）のような地域、二国間の取組みも活用した多層的なものとなっている。我が国が自由貿易の利益を最大限に享受し、経済の活性化に結びつけていくためには、多層的な枠組みを戦略的かつ柔軟に活用していくことが必要である。

1. 制度改革を通じたイノベーションの促進

規制改革によるイノベーションの促進

イノベーションが活発に行われるためには、それに適合した制度的環境が必要である。

イノベーションを進めるためには、それを担うべき経済主体のエネルギーを最大限に解放し、これらの経済主体が自由な発想で事業を創出し、また新しい展開を行うことを可能としなければならない。経済活動は、その経済主体の活動する社会の一定の制度の上で行われるものであるため、その制度が事業の創出や新展開に適合的かどうかでイノベーションの進展も影響を受ける。

イノベーション促進のために必要な制度改革としては、まず規制改革が挙げられる。規制改革とそれに伴う新規参入は、競争を活性化し、企業に自己革新とイノベーションの誘因を与え、生産性向上によるサプライサイドの強化につながる。同時に、規制改革による競争促進は、消費者にとっては価格低下による消費者余剰の拡大という利益をもたらす。

通商産業省(2000)は、米国の主要サービス部門における1980年代以降の労働生産性上昇の要因を分析し、競争促進と新たなサービスの開発によるイノベーションの存在が重要であったと指摘している。また、我が国でも、主要産業における近年の規制改革の経済効果を分析した内閣府政策統括官(2001)は、近年規制改革が進められた電力(1996~99年度)、都市ガス(1996~99年度)、小売(1995~99年度)の各分野について、年率1.5~6%の労働生産性上昇が見られたとしている(第4-2-1図)。さらに内閣府政策統括官(2001)は、こうした改善の背景として競争強化による人員削減努力の寄与に着目し、その1990年代前半との差を「規制改革の効果」として試算すると、電力で1.2%、都市ガスで2.4%等、労働生産性上昇の3分の1以上がこれに該当しているとしている。

規制改革は、海外事業者や、ときには業種を超えた国内事業者の新たな参入を促進することにより、競争を活性化させるであろう。競争の活性化は、経営効率改善を促し、イノベーションの誘因となるとともに、ひいては国内で競争力を獲得した企業が海外に進出して新たな市場を開拓することにもつながると考えられる。

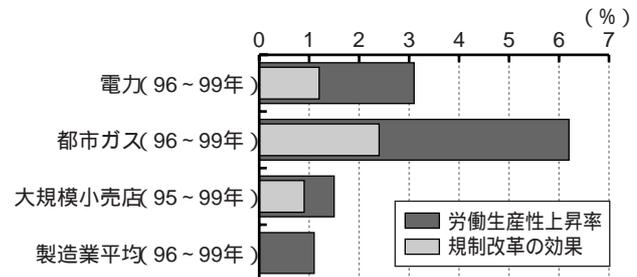
また、貿易を通じた国際競争にさらされている製造業と比べて、サービス産業における競争条件は、国内の規制のあり方によって大きな影響を受ける。第1章第3節で取り上げたように、サービス産業は製造業を含めた我が国経済のビジネスインフラという側面を有しているが、我が国の各種市場において競争制限的な規制が存在し、国内で事業を展開する際のコストが必要以上に高止まりしている場合、国内に立地する企業が直面する競争条件は海外の競争相手と比較して不利になる。この結果、競争制限的な規制等の存在によりビジネスコストが高騰し、本来国内に存在したであろう競争力のある企業の収益を圧迫し、その結果生産拠点の海外移転が必要以上に進展する、あるいは当該産業及び周辺産業における雇用や産業基盤に対して悪影響を及ぼすといった問題が生じるおそれがある。

したがって、このような望ましくない我が国企業の海外移転や産業への悪影響を回避する意味でも、経済的規制については原則自由、社会的規制についても必要最小限という原則の下で、今後とも規制制度の見直しを進めていくことが重要である。

具体的に、我が国において規制改革がイノベーションを生み出した好例としては、電気通信事業を挙げることができる。

電気通信事業は、規模の経済やネットワーク外部性が存在することから、「自然独占」性の強い産業

第4-2-1図 労働生産性の上昇率(年率)



(備考)1. 1990年代半ばにおける各産業の規制改革は以下のとおり。

電力：1995年改正電気事業法施行、都市ガス：1995年改正ガス事業法施行、大規模小売店：1994年大規模小売店舗法運用弾力化。

2. 規制改革の効果は、電力、都市ガスについては、1990年代前半のテンポを上回る人員削減努力の寄与を指す。ただし、大規模小売店については、1995~99年度における大規模小売店の労働生産性の上昇分が、その他の小売店の上昇分を上回る部分を効果としている。

(資料)内閣府政策統括官(2001)から作成。

と長らく考えられ、多くの国において民間の独占企業または国営企業によるサービスの提供が行われてきた。しかしながら、料金の高止まり等、次第に独占の弊害の大きさが認識されるようになったことに加え、情報技術の進展等の通信分野をめぐる環境変化が生じると、自然独占性の存在が見直されるようになった。このため、1980年代以降、電気通信分野にも可能な限り競争を導入することにより社会的便益を拡大すべきであるという考え方が各国で次第に浸透し、規制改革が進められるようになった。

我が国では、1985年の電電公社（日本電信電話公社）の民営化とNTT（日本電信電話株式会社）の誕生とともに、電気通信事業への競争原理の導入が図られた。その後、KDD（国際電信電話会社）とNTTの業際規制の廃止¹、市場参入に関する需給調整の基準の廃止²といった規制改革が進められ、当初数社に限られていた参入は最近になって顕著に増加するようになってきている（第4-2-2表）。こうした規制改革に加えて、特に携帯電話については1993年に端末の売り切り制の導入という規制緩和の後、市場に競争が生まれ、価格の低下が見られるようになり³、利用者が急速に拡大した。また、携帯

電話市場における競争の活性化は、軽量化等ハード面の技術革新や、選択料金制の導入、着信メモディー機能、電子メール、ショートメッセージや文字による情報提供サービスといった新しいサービスが生み出される誘因となり、携帯電話の更なる普及を促した。

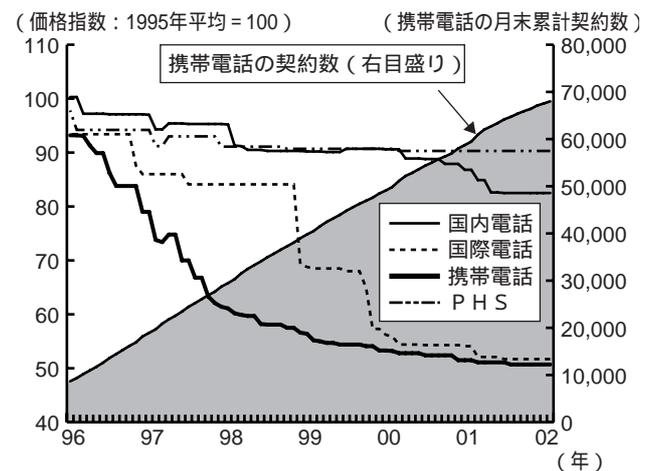
競争が拡大し新たなサービスが登場する中、通信分野における価格指数は、特に国際電話や携帯電話の分野で大幅な低下が進んでいる。使用料金の低下を受け、携帯電話の契約数もここまで増加を続けてきており、2001年末には6,710万件にまで達した（第4-2-3図）。こうした中、内閣府政策統括官（2001）によれば、業界を代表する事業者であるNTTを取り上げると、その生産性は、全要素生産性で年率7.1%（1986～99年度）、労働生産性で14.1%（同）と高い伸びを示している。通信分野の新たな展開は、規制の改革が1つの契機となってイノベーションを生み出し、需要を喚起し、増大する需要の中で更なるイノベーションと次の需要が生まれるという好循環が経済を牽引した一例とすることができる。

第4-2-2表 我が国における電気通信事業者数の推移

		(年度)		
		1995	2000	
第一種電気通信事業者	NTT	1	3	
	NTTドコモ等	9	9	
	NCC	長距離・国際系	6	31
		地域系	16	275
		衛星系	4	5
		移動系	90	20
小計	126	343		
第二種電気通信事業者	特別（うち国際特別）	50(37)	113(108)	
	一般	3,084	8,893	
	小計	3,134	9,006	
計		3,260	9,349	

（資料）総務省「平成13年版情報通信白書」から作成。

第4-2-3図 電気通信業における企業向けサービス価格指数と携帯電話の契約数の推移



（資料）日本銀行「物価統計」、電気通信事業者協会統計資料から作成。

1 1997年のNTT法改正、1998年のKDD法廃止による。

2 1997年の電気通信事業法改正。

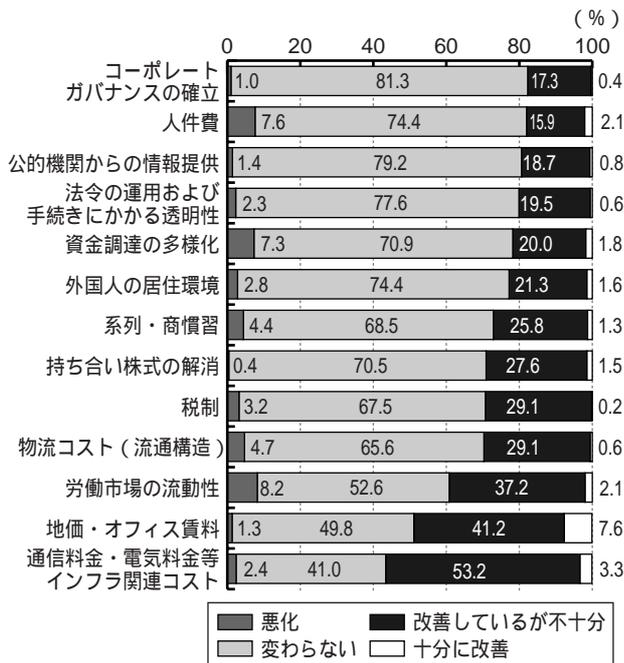
3 携帯電話の料金は、自動車電話サービスとして始まった1979年当初、基本料金が30,000円、設備料金が80,000円、通話料金（160km以内の昼間）が6.5秒で10円であった。郵政省（2000）。

物流等の効率化を促進する制度改革

今後は、とりわけ我が国の高コスト構造は正の観点からの、規制改革を含めた制度改革・環境整備が特に強く望まれる。日本貿易振興会が外資系企業に行ったアンケート調査の結果は第4 2 4図のとおりであるが、物流コスト、地価・オフィス賃料、通信・電力料金等のインフラ・コストについて、それぞれ70%、51%、43%の企業が悪化、ないしは改善していないと答えており、実際海外と比較してこれらのコストは総じて割高となっている(第4 2 5図)。

物流については、企業の調達・生産・販売活動が国境を越えて展開される中、それに見合った物流サービス提供の可能性が国の競争力を左右する要因となっており、国際的に競争力のある水準の物流市場の構築が重要な課題となっている。例えば港湾について言えば、東アジア各国・地域で先進的な港湾の整備が進み存在感を高めていく中、我が国港湾の地位の低下が懸念されている(第4 2 6図)。我が国の港湾は、これらアジアの港湾と比較しておおむねコストが高い水準にあり、貨物滞留時間が長い。

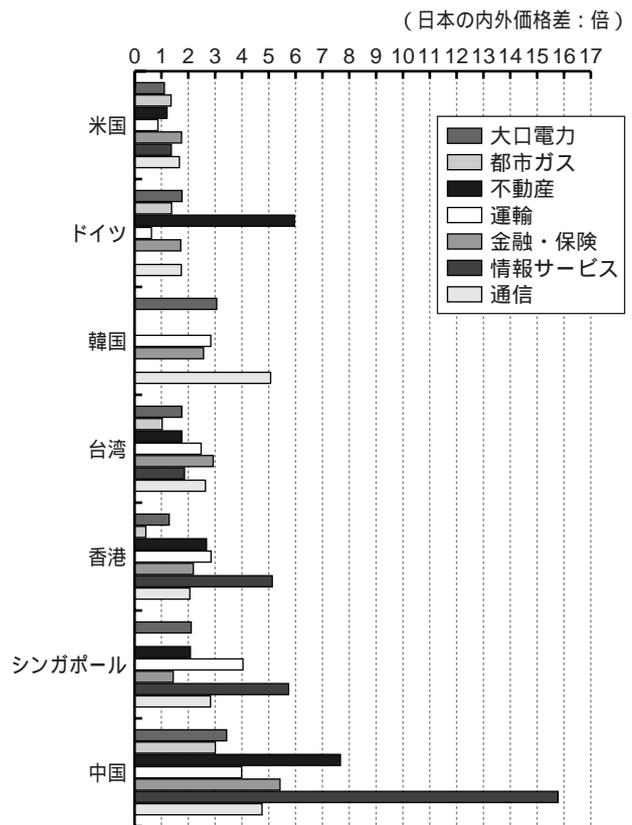
第4 2 4図 外資系企業における過去2～3年のビジネス環境の変化



(資料) 日本貿易振興会(2002a)から作成。

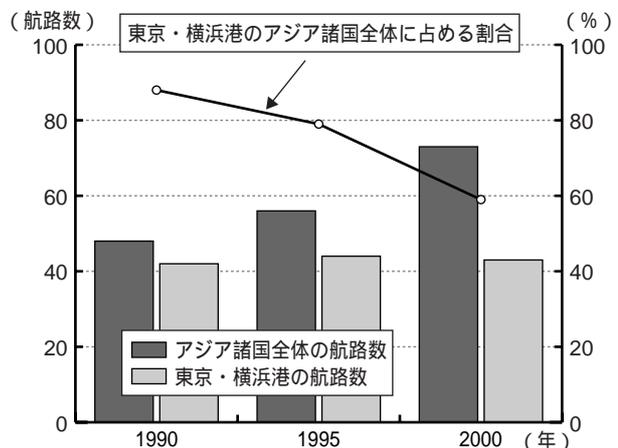
こうしたことも踏まえながら、港運労使間で協議が進められた結果、2001年11月に港湾荷役の364日24時間対応の合意が実現した。今後は、こうした合意

第4 2 5図 産業の中間投入に関する内外価格差(2000年度調査)



(資料) 経済産業省(2001)「産業の中間投入に係る内外価格調査報告書」から作成。

第4 2 6図 欧米コンテナ航路の東京・横浜港への寄港割合の低下



(資料) 国土交通省(2002)から作成。

の主要港湾における着実な浸透を図っていくとともに、通関・検疫等の対政府手続きも港湾荷役の364日24時間対応の実施状況に沿って運用されることが望まれる。さらに、海外主要港湾で手続きのEDI化が進んでいることを踏まえ、我が国も輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービス（シングルウィンドウ化）を推進するとともに、国際物流EDIや貿易金融EDI等民間における貿易関連手続きの電子化システムとの連携を推進し、港湾手続きの効率化を進めていく方針である。また、より低廉でより使い勝手の良いコンテナターミナルサービスを提供するため、ハードの面でも、コンテナターミナル整備において新方式を適用するとともに、PFIを活用し、公共荷捌き施設の整備及びコンテナターミナルの効率的な管理運営を行っていく必要がある。

効率的な企業活動を支援する制度改革

規制改革によって障害を取り除いていくとともに、企業が経済の変化に迅速に対応し、効率的な活動を行うための環境づくりを進めていくことも必要である。我が国企業の競争力低下が懸念される要因は、国内同業他社との競争や海外からの輸入品の流入で価格競争が激しくなっているにもかかわらず、欧米諸国へのキャッチアップの時代に築かれた横並び主義や自前主義から抜け出せず、明確な戦略を欠き、差別化された商品を提供できていないことにあるとの指摘がある。これに伴う収益力の悪化は、企業が新たな研究開発投資を行う体力を奪い、その潜在的な成長性に負の影響を与えかねない。このような状況を脱するためには、企業が積極的に事業再構築を行い、成長分野におけるイノベーションを進めていくための環境整備を行い、我が国経済の成長分野への自律的シフトを促す制度改革が求められる。

企業法制については、既に独禁法改正による持株会社規定の改正（1997年）、商法改正による株式交換、株式移転制度の導入（1999年）、会社分割制度の導入（2001年）、金庫株の導入（2001年）等が実現したほか、昨年の臨時国会では、ストックオプション制度の拡充、株主総会運営等におけるITの活用、代表訴訟制度の見直し等を含む商法改正が成立し、本年の通常国会では、会社の組織・計算・開示、

株式制度に関する抜本的な商法改正案が提出されている。また、倒産法の分野では民事再生法が2000年に導入され、次期臨時国会においては会社更生法の改正が予定されている。このほか、2002年度税制改正では、今年度からの連結納税制度の導入が決定された⁴。

今後は、透明度の高い会計基準の更なる整備や会計監査の厳格化等の環境整備が望まれており、これらの制度を活用して、企業がより積極的に事業再構築を行っていくことが期待される。

2. イノベーション促進のための内外一体となった経済政策の多層的展開

a 内外一体となった経済政策

第1章第2節で紹介したように、近時、モノ、カネ、ヒト、情報といった経済の各要素が国境を越えて移動する中で、各企業はグローバルな観点から経営戦略立案と経営資源配分の最適化を進めている。そこで、各国は、国境を越えた企業活動が障害無く行えるような内外諸制度のバリアフリー化やハーモナイゼーションを進めている。また、その内容は、従来の関税や輸入制限の撤廃といった水際のものから、近年ではイノベーションを促進するメニューである規制改革、企業法制等、国内の様々な制度の改善にも向かっている。

後述するように、我が国は現在、日・シンガポール新時代経済連携協定、日米経済パートナーシップといった二国間ベースの枠組みやWTO、APEC、ASEM等、多層的な枠組みを通して対外経済政策を展開している。そこで取り上げられるテーマは、水際の措置だけでなく、規制改革、投資環境整備、基準認証の相互承認、電子商取引に関するルール・メイキング等、多岐に及んでおり、国内制度の問題とも深く関わっている。こうした対外経済政策の試みは、企業がより円滑にグローバルな事業展開を行える環境を整えることにより、我が国企業が規模の利益を享受できるようにする、企業が効率的な生産体制を組み、国際分業が進む中で我が国経済の比較優位性を明らかにし、より「強み」を発揮できる環境を整える、貿易の拡大、直接投資の流入等を通じて国内の競争条件を高め、イノベーションを

4 連結納税制度については、国会における審議を経て、所要の法律が成立した後に実施されることとなっている（2002年5月現在）

加速させるといった諸点において、国内経済構造の改革と表裏一体となった「内外一体の経済政策」である。

内外一体の経済政策を進めていく際の具体的内容は幅広いテーマに及んでいる。その中でも、我が国におけるイノベーションの活性化を図っていくためには、国内における経済構造改革を進めていく上では対内直接投資を積極的に活用することが、海外における我が国企業の事業展開を支援していく上では知的財産権を保護すること（模倣品・海賊版対策）が、特に重要となっている。

5 対内直接投資の積極的活用

対内直接投資の経済効果

対内直接投資は、経営・技術ノウハウの移転を通じた経済活性化、雇用機会の創出、消費者利益の拡大、多面的な国際経済関係の構築といった諸点において経済効果が期待され、その活用は経済構造の改革につながる。

対内直接投資の経済効果の中でも特に注目されるのは、進出企業が保有する先進的な技術や経営ノウハウが投資受入国に流入することにより、投資受入国内のイノベーションを刺激し、生産性の上昇や競争力の増大につながるという「技術・経営ノウハウの拡散（スピルオーバー効果）」である。日本企業の対米直接投資データを用いることにより直接投資による技術・知識の拡散効果に関する実証研究を行ったBranstetter（2000）によれば、進出企業（日本企業）から受入国（米国）と、受入国から進出企業という双方向において、技術の波及が存在することが示されており、また企業の進出目的が製造を主とするケースよりも研究開発であるケースにおいてその効果が大きくなる傾向があるという。海外からの技術の輸入は、輸入財を分解することで、そこに体化された技術を解析する「リバース・エンジニアリング」や、国内企業が外国企業と技術のライセンス契約を結ぶこと等によっても可能であるが、企業内部の技術移転である直接投資は、文書化しにくい経営手法や知識をも移転することができるという点において特徴的である。

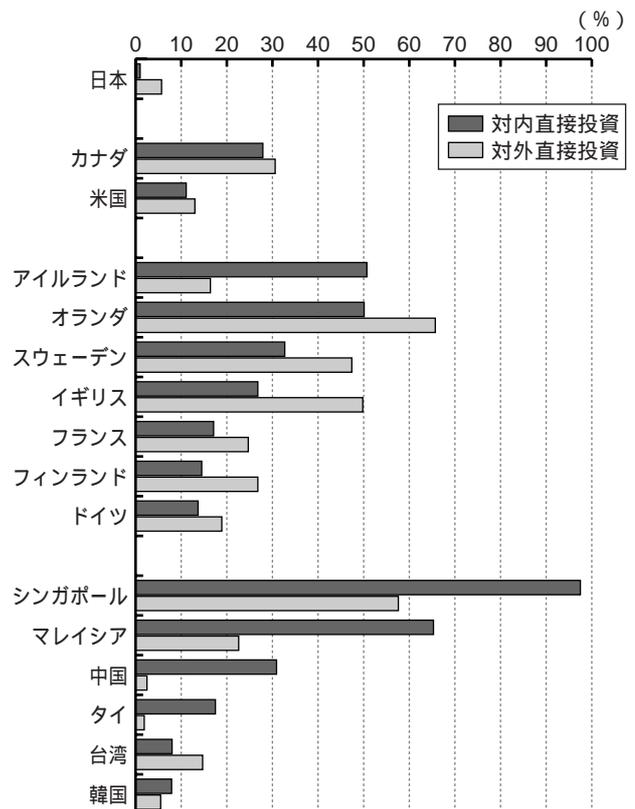
第1章第3節において我が国や先進諸国におけるサービス経済化の現象について取り上げたが、サー

ビス産業におけるイノベーションを促進する上でも直接投資は重要となっている。貿易を通じて競争が行われる製造業とは異なり、多くのサービスは非貿易財で国境を越えた取引は不可能であるが、直接投資が進めば消費者にとってより幅広い商品の選択が可能となり、企業の側にとっては異質のものとの競争を通じた自己革新、イノベーションを図るきっかけとなると考えられる。

少ない我が国への直接投資と直接投資拡大のための事業環境整備

企業が国を選ぶ時代にあって、このような経済効果をもつ対内直接投資の規模は、その国の事業環境の魅力を図る際の1つのバロメーターと言える。しかしながら我が国は、海外と比べても、また対外直接投資の水準と比べても、対内直接投資が低い水準にとどまっている（第4-2-7図）。我が国では企業の海外進出が経済に与える悪影響が懸念されてい

第4-2-7図 国内総生産に対する直接投資（ストック・ベース）の比率（1999年）



（資料）UNCTAD（2001）から作成。

るが、むしろ我が国においては直接投資が一方通行であることが問題であり、国内外の企業にとって投資するだけの魅力ある事業環境を整備していくことが重要である。

対内直接投資の拡大には、投資の阻害要因となっている事業規制や事業環境の改善が必要である。我が国への直接投資動向を業種別に見ると2000年度、2001年度に直接投資の伸びが顕著であったのは金融・保険業と通信業であったが（第4-2-8図）、通信分野では前項で取り上げた諸規制の緩和と市場拡大に加えて、1998年2月に第一種電気通信事業の外資規制撤廃⁵が実施されたこと等が、投資拡大を後押しした。

外資系企業の進出を阻む制度・環境は、国内事業者にとっても創業・事業活動の阻害要因であり、企業にとって魅力ある事業環境を整備することは、外資系企業を呼び込むにとどまらず、我が国企業の設備投資の拡大による自律的な景気回復にも資するものと考えられ重要である。したがって前項で取り上げた規制改革や事業環境整備は、内外一体の観点から進めていくべきである。

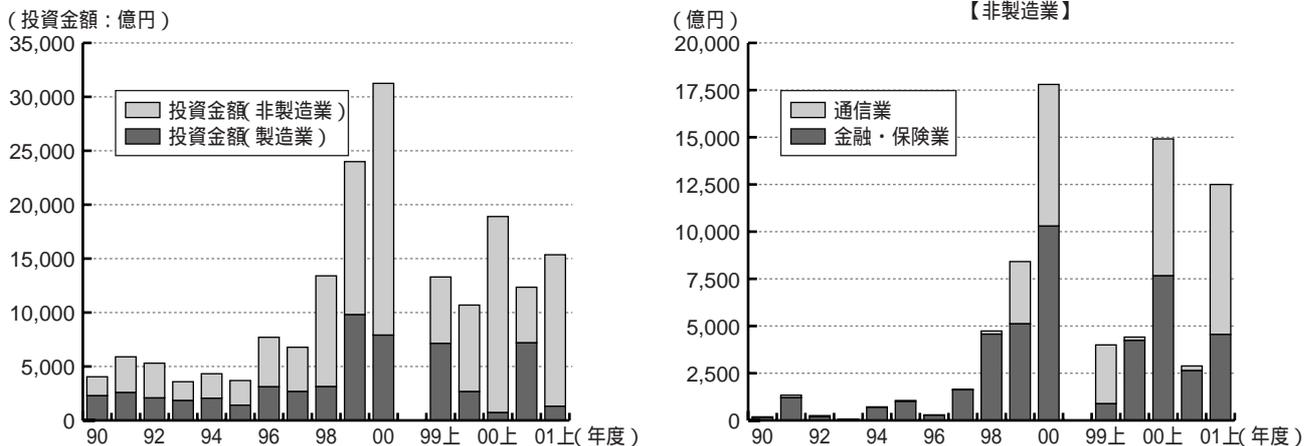
求められる自治体独自の取組み

海外では東アジア各国・地域やアイルランドのように、外資優遇措置、ハイテク工業団地の設置、積

極的な誘致政策等により、海外からの直接投資を受け入れている国は多い。一方、我が国は諸外国に比べて投資家に自国や地域を売り込む姿勢が弱いと言われる。今後は、地域経済活性化の観点から、地方自治体等と連携した外資系企業の誘致をより一層進めていく必要がある。国としては事業環境整備や情報発信、行政手続きのワンストップ・サービスの推進、海外における自治体の企業誘致活動の支援等に努めつつ、地方自治体は独自の魅力を活かし、個性を競い合いながら企業を誘致していくことが望まれる。

海外では自治体が積極的な誘致政策を行っているケースが多い。第1章第2節で紹介したように、中国では自治体がそれぞれ魅力ある制度やサービスを提供することにより、企業の誘致を競っている。また、最近の我が国企業の海外進出として注目される事例の1つに、フランスのバラシエンヌ市に進出した自動車会社の例が挙げられるが、同市は日系企業の受入れに当たって専門の契約職員を雇い、駐在員とその家族の日常生活から子供の教育にまできめ細かいサービスを提供している⁶。我が国でも、企業誘致のためのワンストップ窓口を設け、柔軟でスピードある対応を行っている自治体が見られるが、今後は自治体としても、こうした体制整備や知事のトップセールスにより、直接投資の受入れによ

第4-2-8図 我が国の業種別対内直接投資の推移



(備考) 報告・届出ベース。
(資料) 財務省「対外及び対内直接投資状況」から作成。

5 NTT及びKDDを除く。ただし、1998年7月にはKDD法の廃止によるKDDへの外資規制も撤廃された。
6 『日経ビジネス』2001年11月12日号「トヨタイズムの極致発見 圧倒的な品質効率、地元の厚い支援も後押し」。

る雇用の確保を行っていくことが求められる。ただし、このように地方自治体が思い切った誘致策を実行していくためにも、自治体の裁量権を拡げ、自主的に制度設計を行うことが可能となるような地方分権の推進が必要である。また、その際には地方自治体の自主的活動がモラルハザードと財政破綻を招かないように、自己責任原則の確立と独立採算性の徹底が同時に必要であろう。

UNCTAD(2001)によれば、ハイテク分野の多国籍企業は食品等の低付加価値産業に比べて限られた国に立地する傾向が強く、しかもその国の中でも特定の地域に固まって集積する可能性が高いという。したがって、経済集積の形成はハイテク産業の誘致に有利であると考えられる。同レポートは、投資受入れ政策は、国レベルでの規制改革や海外企業の誘致をする政策だけでなく、集積メリットを生かして外資系企業の誘致を行うことも重要であるとしている。次節で取り上げる経済集積形成に向けた取り組みは、こうした観点からも進めていくべきであると考えられる。

d イノベーション促進のための知的財産権保護

知的財産権保護の重要性

企業がイノベーションを実現していく際には、外部不経済という「市場の失敗」が発生することがある。例えば、イノベーションの推進力となる知識が外部に伝播したり模倣されてしまい、「ただ乗り」が生じるケースが、これに該当する。こうした「市場の失敗」が起こるケースに対しては、政府はそれを補完し、知恵を出し努力した者が報われる制度を構築する必要がある。

イノベーションを軸に我が国の産業競争力を強化していくためには、創造された技術やアイデアを知的財産として適切に保護し、効果的に活用する制度を構築することが不可欠である。とりわけ、近年、研究開発活動や企業活動がボーダーレス化しており、世界規模での知的財産権保護が必要になっていることから、知的財産政策についても内外一体の観点から取り組んでいくことが重要となっている。

具体的には、大学等、公的研究機関から生み出

される知恵や技術がベンチャー企業、中小企業の創業・育成につながるような利用しやすい制度を設計し、ネットワーク社会の到来に対応したデジタルコンテンツ等の適切な保護・流通を行っていくことに加え、国際的には、模倣品等の海外における我が国企業の知的財産への侵害に対して適切に対処するとともに、特許出願のグローバル化に対応し企業の負担軽減のためにも知的財産制度を国際的に調和させていくことが必要である。

模倣品・海賊版問題への対応

模倣品・海賊版問題については、近年、東アジアにおいて、我が国企業の被害が深刻になっている。2000年度の「商標、意匠又は特許権等の侵害に関する実態調査結果報告書」(発明協会)によると、中国を製造国とする権利侵害品被害件数は海外における被害件数の34%、台湾が同18%、韓国が同14%であり、それ以外の権利侵害品被害の大半も東南アジアで発生している。また、ゲームソフトやビデオ、CD等我が国著作物の海賊版被害がアジア地域を中心として報告されている。加えて、権利侵害品が製造国から第三国に輸出される等地理的にも拡大しており、貿易を歪曲している。海外における我が国企業の活動という面では、こうした国・地域で知的財産権が保護されるよう働きかけていくことが重要である。

東アジアの成長、技術の向上は、我が国国内の資源が比較優位産業にシフトするのであれば、長期的にみて我が国経済の高度化を促すものといえる。現地企業へのライセンス供与も、知的財産権が保護されており、特許料、ロイヤリティー等の回収が期待できれば、我が国はイノベーションに力を入れ高付加価値部門にシフトし、付加価値の低い作業・工程は海外に移転するという国際分業の確立が期待できる。

しかしながら、知的財産権の保護が十分ではなく、企業の利益が不当に侵害されているのであれば、「市場の失敗」を解決するための働きかけが重要になる。このため、我が国は近年、模倣品・海賊版実態調査の実施、企業が現地でエンフォースメントを行

第4 2 9表 海外模倣品・海賊版対策に関する我が国の主な取組み

1. 模倣被害実態調査等の実施
我が国企業が海外での模倣被害実態等を調査・分析し、収集した情報を広く提供している。
2. 模倣品110番
1998年3月に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設け、工業所有権侵害事件に関する相談・アドバイス機能を強化し、権利者による権利行使を支援している。
3. 海外における模倣品・海賊版問題に関する情報の収集及び提供
北京・上海・香港・台北・ソウルの現地法律事務所と連携して、現地のエンフォースメントに関する情報を収集するとともに、マニュアルを作成・配布し、インターネット等でも情報を提供している。加えて、現地日系企業を対象としたセミナーについても実施。
4. 企業の連携関係構築支援
欧米先進国の反模倣品団体の代表者を招聘し、日本企業に対し、模倣品対策を講じる際の基本的な考え方・連携の重要性に関するセミナーを開催している。
5. 「産業競争力と知的財産を考える研究会」の実施
経済産業省経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として「産業競争力と知的財産を考える研究会」を2001年10月19日に設置。同年12月14日に中間論点整理を取りまとめるとともに、模倣品等知的財産権侵害への対策強化については最終報告に先がけて特別提言を取りまとめ、公表した。
6. 相手国政府への働きかけ
<p>二国間協議</p> <p>2000年10月 日中首脳会談</p> <p>2001年1月 中国政府への要望書の手交</p> <p>2001年3月 日中商標会合</p> <p>2001年6月 日タイ特許庁会合</p> <p>2001年9月 日韓特許庁会合</p> <p>2001年10月 日中特許庁会合</p> <p>2001年10月 中国・国家工商行政管理総局・商標局訪問</p> <p>2001年11月 日台貿易経済会議（交流協会 - 亜東関係協会）</p> <p>2001年12月 中国政府へ在北京日本商工会議所名で個別被害事例（19社、66件）を提示して取締要請</p> <p>2002年1月 日中文化交流政府間協議</p> <p>2002年2月 日中高級事務レベル協議</p> <p>2002年3月 経済産業省と中国対外貿易経済合作部との次官級定期協議</p> <p>-----</p> <p>多国間協議</p> <p>【WIPO】</p> <p>2000年10月 第1回WIPOエンフォースメント諮問委員会</p> <p>2001年12月 第2回WIPOエンフォースメント諮問委員会</p> <p>【APEC】</p> <p>2001年3月 APEC知的所有権専門会合・官民合同会合</p> <p>2001年7月 APEC知的所有権専門会合・官民合同会合</p>

（資料）特許庁（2001）等から作成。

うためのマニュアル作成を行うとともに、現地政府、取締機関への働きかけを行ってきた（第4 2 9表）。

経済産業省経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として設置された「産業競争力と知的財産を考える研究会」は、2001年12月14日に「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について（特別提言）」を取りまとめ公表した。そこでは、政府及び民間企業が早急に着手すべき施策として、権利侵害国・地域政府に対する交渉強化、諸外国における権利侵害品対策支援、国際的な国境対策の実施、民間企業における取組みの強化、権利侵害品の実態把握の充実と効果的な活用方法の実現、業種横断的な民間企業の連携の促進と官民一体となった対策の強化、権利侵害対策の戦略化という7つの対策が提言されており、こうした提言を踏ま

えながら、具体的な政策を加速化していくことが求められている。

3. 東アジアとの経済連携強化と多層的な対外経済政策の推進

a. 我が国と東アジアとの経済関係の深化と連携強化の必要性

我が国を取り巻く現状を見ると、第1章第1節、第1章第2節でも分析したように、グローバル化の潮流の中、近年急成長している東アジアは、とりわけ中国沿岸部・東南アジアの主要都市を中心にして飛躍的に発展してきている。世界の成長軸である東アジア経済は、少子高齢化が進み、また需要が成熟している我が国にとって、生産拠点としてのみならず市場としても重要となりつつあり、我が国

と東アジア経済の間では需要・供給両面において経済関係の緊密化が進んでいる。こうした中で、1990年代以降、特に東アジアにおいて、企業はグローバルな観点から生き残りのための経営戦略立案・各拠点の最適立地化を進めてきている。また、東アジアの各国・地域は、モノ、カネ、ヒト、情報等のリソースを惹きつけるための魅力ある事業環境の整備を進めてきている。

このように東アジアにおける経済の緊密化が加速する中で、我が国では、東アジアの成長要素を取り込んで国内経済の活性化を図るため、内外一体の経済政策を進める重要性が高まってきており、東アジア地域との経済連携強化に向けて、幅広い分野において必要な取組みを進めていくことが求められている。このため、財やサービス貿易の自由化、人的交流の拡大等による「モノ・サービス・ヒトの自由な移動の確保」、投資ルールの整備・共通化、制度の調和及び透明化等による「域内における経済活動の円滑化」、金融・為替の安定、資本取引の自由化等による「安定性・持続的発展性の確保」を図っていくことが重要である。これらの取組みによりシームレスな東アジアビジネス圏⁷を形成し、成長著しい東アジアを需要・供給両面から活用することは、国内の経済構造の改革を促すとともに、我が国企業収益の増加を通じた企業の株価上昇及び投資収益の還元という形を通じて国内経済を浮揚させ、国内経済全体を活性化させる起爆剤となり得るであろう。

イノベーションの促進という点に加えて、東アジア大のビジネスの拡大と国内経済活性化を目的とした経済連携推進の視点が重要であり、こうした視点を踏まえ多層的な対外経済政策を推進していく必要がある。

④ 多層的な対外経済政策の推進

このような対外経済政策を推進していく上での具体的な枠組みは、WTOにおける多国間の取組みを中心としつつ、これを補完するものとして、FTA/EPAのような地域、二国間の取組みも活用した多層的なものとなっている（第4-2-10図）。また、国際的な制度構築を行う際に、企業や民間団体

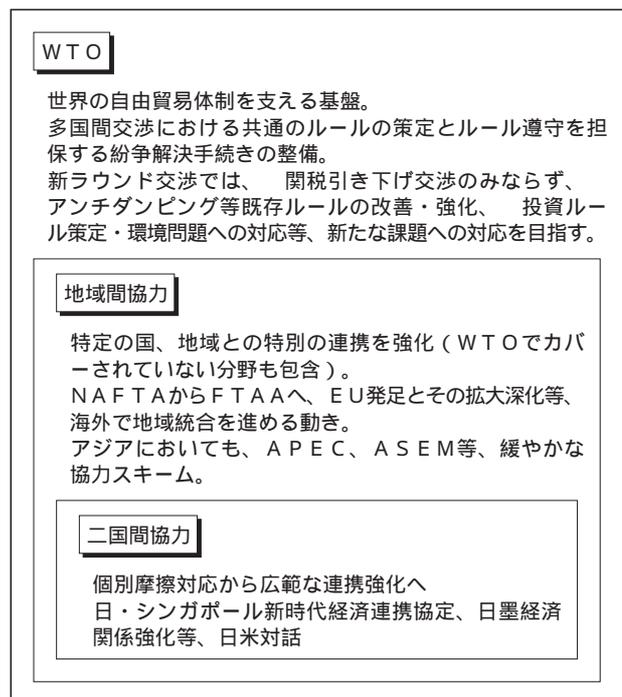
が民間ベースのルール・メイキングを行うケースも増えている。我が国が自由貿易の利益を最大限に享受し、経済の活性化に結びつけていくためには、こうした多層的な枠組みを戦略的かつ柔軟に活用していくことが必要である。

WTO体制の下での制度構築

我が国が内外一体の観点から対外経済政策を遂行していく上では、WTO体制の下でのルール整備が依然として重要である。GATT/WTO体制は、締約国に関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールをつくるための交渉を行う場を提供してきたが、最近では水際措置から国内措置へ、貿易分野から非貿易分野へと対象範囲を拡大し、よりその機能を高めている。WTO体制の下で我が国が享受してきた、一貫した原理原則に基づき加盟国に広く適用される貿易ルール、中立的な紛争解決手続きといった機能は、引き続き重要な機能である。

このように依然として重要なWTO体制であるが、2001年11月9日～14日にカタールのドーハで行

第4-2-10図 我が国における対外経済政策のあり方（多層的アプローチ）



（資料）経済産業省作成。

7 ここでいう東アジアビジネス圏の東アジアには、我が国も含まれる。

われたWTO閣僚会議では、新たな貿易自由化交渉を行うための新ラウンド立上げを盛り込んだ閣僚宣言が採択された。我が国は、新ラウンドは、ルールが未整備な分野におけるルール整備、途上国問題等への取組みによるWTO体制の安定化、国内経済の活性化、保護主義の顕在化の抑制といった意義を有するものと認識し、これまで交渉に努力を傾注してきた。この結果、閣僚宣言には、投資ルール、環境といった21世紀の諸課題に対応していくための幅広いアジェンダについて検討していくことが盛り込まれており、極めて意義深いものとなっている。新ラウンドを実のあるものとし、世界経済と我が国がともに利益を享受していくためには、今後本格化する交渉に引続き積極的に取り組んでいくことが重要である。

海外における我が国企業にとっての事業環境整備という観点から重要となっているアジェンダの1つとして、投資ルールの策定が挙げられる。多国間の投資ルール策定については、現在も一部の途上国に根強い抵抗感がある。これらの諸国は、外国直接投資は自国の経済発展に欠かせないと認識しつつも、投資政策を自由化した場合に多国籍企業がもたらす可能性のある弊害や、一律な内国民待遇やパフォーマンス要求の禁止によって自国の産業政策が制約されることを懸念しているものと考えられる。しかしながら、本節で述べたように、直接投資は投資受入国に対して多面的な経済効果をもたらすものであり、投資保護と投資自由化について包括的なルールを策定することの意義は大きいと考えられる。

カタルでは、このような投資ルールの策定について、交渉開始を目指す我が国、EU、韓国、スイス等の推進派と、検討作業の継続を求めるインド、ASEAN諸国の一部、多くのアフリカ諸国等の反対派の間で終始意見が対立したが、次回閣僚会議において交渉の様式について決定した後、交渉が開始されるとの内容で決着した。今後は、強硬に反対している途上国の理解を得つつ、次回閣僚会議で円滑な交渉開始が実現するよう働きかけていくことが重要となっている。

多層的な枠組みの戦略的活用

(我が国における対外経済政策を取り巻く環境の変化)

従来我が国は、WTOにおけるルール・メイキングを軸に据えた対外経済政策を展開してきた。新世紀を迎えた今日においても、我が国にとってWTOの役割が依然として大きいことは、ここまで述べてきたとおりである。

しかしながら、WTOでは加盟国数が増加し、交渉項目も多様化した結果、機動的な交渉や合意形成が困難なものとなる傾向が見られる。また他方において、我が国の対外経済政策を取り巻く環境は、近年著しい変化を遂げている。そうした環境変化の1つとして、経済連携強化に向けた諸外国の積極的な取組みを挙げることができる。

冷戦崩壊以降、特に欧米諸国は新たな国際経済システムを模索する中で、地域経済統合の動きを加速化させた。EUの単一市場化(1992年)、NAFTA発足(1994年)を軸として、欧米諸国は、より高度な貿易投資の自由化・円滑化、域内の制度調和により市場の確保と構造改革の加速を通じた域内及び自国の利益を最大化するアプローチを展開してきたのである。1999年のWTOシアトル閣僚会議の決裂は、多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、世界的な経済連携強化の流れをさらに加速化させた。こうした中、従来経済連携の動きに取り残され気味であった東アジアにおいても、経済連携推進に向けた機運が高まっている。

また、特に1999年以降のFTA/EPAの交渉・締結の動きは、締結国間の地理的な近接性の変化、協定の内容の深化という2点において、従来型の「地域統合」とは性質が異なるようになっている。

第一に、従来のFTA等が周辺国を取り込む形で拡大する動きと、地理的に近接しない国家間でFTA等が締結される動きが同時並行的に活発化している。前者については、EUとEFTA諸国、中東欧諸国及び地中海諸国との間の経済関係強化へ向けた取組み、NAFTAと中南米諸国との間の関係強化や米州自由貿易地域(FTAA)創設に向けた取組み、あるいは東アジアにおける自由貿易圏設立に関する可能性の検討等が挙げられる。一方後者については、EUとメキシコ、EFTAとメキシコとの間

のFTA締結及び米・シンガポールFTA締結の動き等が挙げられる。このように従来の地域統合の概念を超えて地理的に近接しない国同士が経済連携を推進することの動機としては、重要な貿易投資相手国と迅速にFTA等を締結することにより、域外国より優遇された条件の下で貿易・投資を行うことで先行者の利益を得ること、あるいは積極的に諸外国の資本や経営者を自国に誘致することで自国が貿易投資に関する地域の「ハブ」となること等が挙げられる。

第二の点は、FTA等で扱われる分野が従来の関税・非関税障壁の撤廃のみならず、WTOにおいてルール・メイキングが迅速に進んでいない、あるいは行われていない投資、競争、電子商取引、環境、労働等に関する分野にまで及んでいるということである。

このように重要な貿易投資相手国との二国間や複数国間の経済連携において新分野のルールを策定することの動機としては、WTOとの比較において機動的な交渉が期待されるFTA等において、WTOで策定されていないルールを補完すること、あるいはFTA等において策定した通商ルールを将来のWTO交渉においても反映させることにより、自国にとって最適な多角的通商システムを構築すること等が挙げられる。

（多層的な対外経済政策の必要性）

閉塞状態にある我が国経済を再活性化させるためには、成長分野や比較優位にある分野からセンシティブな分野等にいたるまでの幅広い分野に与える様々な影響について配慮した上で、国内市場と海外市場におけるビジネス環境を整備していくことが不可欠であり、我が国はこうした観点から常に最適な対外経済政策を選択し、立案・実施していく必要がある。その際、ここまで述べてきた国際環境の変化を踏まえれば、我が国がWTOという場にも依存することは、経済の活性化という国家目標を確実に達成する上での十分条件ではなくなりつつある。したがって、WTOへの取組みを中心としつつ、これを補完するものとして、地域あるいは二国間における枠組み、協定等を戦略的かつ柔軟に活用しながら、多層的な対外経済政策を展開していく必

要がある。

中でもFTAやEPAを活用した多層的なアプローチの採用は、我が国にとって重要な市場へのアクセスが改善され、貿易・投資の機会が拡大し、規模の経済による利益を享受することを可能にするとともに、貿易の拡大や直接投資の流入で競争環境が高まることにより、国内経済構造の改革が促進され、さらには基本的な考え方を共有する国との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りするとともに、これらの国との「仲間づくり」を通して多角的交渉における我が国の国際的発言力が向上することも期待できる。

その逆に、各国間の経済連携強化へ向けた動きが活発化している中で、仮に我が国が参加しない形で第三国間でFTA等が締結されることになれば、海外で市場の歪みが創り出されてしまうことが懸念される。例えば、第三国間(A国とB国)においてFTAが締結され、両国間で関税・非関税障壁が撤廃される場合、従来我が国で生産を行った後に関税を支払ってA国市場へ輸出を行っていた我が国企業が、A国へ無税で輸出することができるB国に生産拠点を移転させるという現象が生じることが想定される。また当該FTAにおいて厳格な原産地規則が適用される場合、我が国企業が従来自国企業から調達していた部品を、域内国からの調達に切り替えるという副作用をもたらす可能性もあろう。こうした現象は「我が国が当該FTAに参加していたならば、あるいは仮にA国やB国が最恵国待遇ベースで関税の引下げを行っていたならば我が国にとどまり生産を続けていたであろう企業」までもが海外に進出してしまふという意味において、通常の比較優位の変化に伴う海外進出とは一線を画す現象である。現在東アジア地域において経済連携を強化する動きが活発化しているが、仮に我が国が関与しない形で同地域における自由貿易圏が確立されてしまう場合、これが我が国企業の海外進出を必要以上に加速させてしまふ要因となりかねないということに留意する必要がある。

（我が国における多層的な対外経済政策の展開）

我が国としても、活発化する地域統合の動きに対

応するとともに、グローバル化した経済に沿ったルール整備を行うため、WTO新ラウンドに向けての努力と並行して、一部の国・地域との間で機動的な取組みが可能なEPA等を活用する多層的アプローチを推進してきた(第4-2-11表)。具体的には、1999年末からシンガポールとの間で産官学でEPAの検討を開始し、またFTAがないことで我が国企業が不利益を被っているメキシコとの経済関係強化については、2001年6月の首脳間での合意を受け産官学での共同研究を進めている。さらにASEANとの間では、2002年1月に小泉総理がASEAN訪問を行った際に「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案し、2001年9月の経済大臣会合で設置が

合意された日アセアンCEP(経済連携強化専門家グループ)会合等を通じて同構想の具体化を目指している。また、韓国との間では、2002年3月の日韓首脳会談において、日韓FTAに関する産官学研究会の設置が合意された。

2002年1月13日には、小泉総理がシンガポールを訪問した際に日・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)の署名に達したが、これは我が国にとって初めてのEPAである。JSEPAは水際の措置である関税の撤廃にとどまらず、相互承認(MRA)や知的財産協力等による貿易円滑化、サービス貿易や投資の自由化、電子商取引関連制度の調和、人の移動の円滑化等、近年のモノ、カネ、ヒ

第4-2-11表 我が国における地域間協力、二国間協力の枠組み

自由貿易協定、経済連携に関する取組状況
シンガポール 「日・シンガポール新時代経済連携協定」を、2002年1月13日に両国首脳間で署名。 同協定は、関税の撤廃に加え、サービス、投資、人の移動、電子商取引関連制度の調和等幅広い分野を含み、今後の二国間協定の1つのモデルになることが期待される。
メキシコ 2001年6月の首脳会談により設置された、産官学による共同研究会において、FTAの可能性を含む経済関係強化に向けた方途について検討中。 NAFTA、EU・墨FTAの締結により、メキシコとのFTAを有さない我が国の企業は、欧米企業との競争において関税面等で不利となっており、FTA締結への強い要望が存在。
日ASEAN、ASEAN+3 2002年1月の小泉総理訪ASEANの際に、「日・ASEAN包括的経済連携構想」を提案し、「日ASEAN経済連携強化専門家グループ」等の場を通じて、構想を具体化するための作業を行っている。 ASEAN+3の「東アジアスタディグループ」でも、東アジア自由貿易圏の可能性も含め検討中。
韓国 2002年3月の小泉総理訪韓の際に、日韓FTA締結を視野に入れた産官学による共同研究会設置で合意。
タイ 2002年4月の首脳会談で、日タイ間で経済連携を検討するための作業部会の立ち上げについて合意。
その他 2002年5月、日豪首脳会談において経済関係強化のためのハイレベル協議の設置等について合意。 2001年10月、林・台湾経済部長が民間機関ベースでの日台間FTA研究の開始を提案。 2001年6月に、日本貿易振興会とチリ外務省が研究報告書を取りまとめ、両国政府に包括的なFTAの早期締結を提言。 カナダ、ブラジル、EFTA等も関心を寄せている。
対外経済政策に関するその他の主な協力・対話スキーム
米国 成長のための日米経済パートナーシップ(次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、財務金融対話、投資イニシアティブ、貿易フォーラム)
EU 日欧産業政策・産業協力ダイアログ 日EUビジネスダイアログ・ラウンドテーブル(民間会合であるが、政府関係者も一部出席)
アジア 日中韓ASEAN経済大臣会合(AEM+3) 日中次官級定期協議 日韓官民合同投資促進協議会、日韓閣僚懇談会、日韓ハイレベル協議 日ASEAN経済大臣会合(AEMETI) 日ASEAN経済産業協力委員会(AMEICC)
その他 アジア太平洋経済協力(APEC) アジア欧州会合(ASEM)

(資料) 経済産業省作成。

ト、情報の国境を越えた移動が進展するグローバル経済の実態に対応すべく、幅広い分野をカバーしたものとなっている。同協定は、今後、我が国が経済連携を推進していくにあたって、1つのモデルとなることが期待されている。

先述したように、東アジアの経済活動が深化する中で、今後、東アジアの成長要素を一層積極的に取り込んで我が国経済の活性化を図っていく観点から、東アジア諸国との経済連携強化の取組みを進める重要性は高く、「日・ASEAN包括的経済連携構想」の具体化や韓国等との経済連携への取組みを積極的に進めていく必要がある。また、NAFTAの加盟国であり、EUとFTAを締結しているメキシコとの関係においては、FTAがないために、我が国企業が欧米企業に比べて不利な状況に置かれて

おり、こうした問題解決のために経済関係強化の取組みを早急に進める必要がある。

近年、FTA/EPAの締結等、経済連携強化の作業スピードは加速している。我が国においても交渉スピードの加速は、通商ルールのデファクト・スタンダードを獲得し、あるいは地域貿易投資拠点の形成といった先行者の利益を得る上で不可欠な要素の1つであろう。また、著しく変化している技術や消費者ニーズに適合した協定を策定していく上でも、交渉の迅速性は欠かせない。したがって、我が国においても交渉のスピードを加速させていくとともに、狭義のFTAに限らない幅広い分野における経済連携の強化に向けて取り組んでいくことが求められる。